

# 公 告

このたび、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定により県営矢田地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画を変更するための関係市長との協議に当たり、同条第18項において準用する同法第87条の2第8項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該事業変更計画の概要に意見のある者は、同法第88条第18項において準用する同法第87条の2第9項の規定により令和8年8月18日までに新潟県知事に意見書を提出することができます。

令和8年7月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画概要書（写し）

2 縦覧に供する期間

令和8年7月21日から令和8年8月18日まで

3 縦覧に供する場所

柏崎市ウェブサイト

4 意見書の提出の方法

次のいずれかの方法によってください。

(1) 新潟県柏崎地域振興局農業振興部へ郵送する。

郵便番号：945-8558

所 在 地：柏崎市三和町5番55号

(2) 新潟県柏崎地域振興局農業振興部庶務課農用地係に持参する。

(3) 次の番号にファクシミリで送付する。 0257-22-0936

(4) 次の電子メールアドレスに送信する。 [ngt111840@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt111840@pref.niigata.lg.jp)

5 その他

県は計画決定するに当たり、提出された意見の取扱いを県の地域機関において閲覧等により公表することとしています。県が意見の趣旨や詳細について伺う場合もあるため、意見書には住所氏名を記入してください。

なお、公表の際には住所氏名は公表されません。